

文京区長 殿

住所 文京已春日1丁目16番21号

氏名 株式会社 支京マート 支京 太郎

電話番号 03 (1234) 5678

文京区屋内喫煙所設置等助成金に関

代表者の自署又は記名 押印をお願いします。

文京区屋内喫煙所設置費等助成金の交付にあたり、下記の要件をすべて満たしていることに相違ありません((10)及び(11)は該当する場合のみ)。また、要件を満たさなくなった場合や申請に虚偽があった場合は助成決定の取消に同意します。

要 件	チェック欄
(1) 一般に開放し、無料で利用できること。	~
(2) 近隣(屋内喫煙所の設置場所に隣接する建物及び隣接する建物と同等の影響等を受けると区長が認める建物)の居住者及び町会等(申請者が屋内喫煙所を設置する建物について権原を有する者の場合にあっては、当該建物の所有者を含む。)から屋内喫煙所の設置について同意を得ていること。	~
(3)屋外排気装置を設け、排気したたばこの煙が人の往来が多い区域や他の建物の開口部に可能な限り流入しないよう配慮されていること。	~
(4) 出入口に扉を設けていること。	~
(5)健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第1項に規定する技術的基準を満たしていること。	\
(6)屋内喫煙所を設置する建物に面する道路から見える場所に、当該屋内喫煙所があることが分かる案内表示があること。	~
(7) 区内の公道に面した場所又は区長が特に必要であると認める場所にあること。	>
(8)屋内喫煙所について、区が実施する事業及び周をできませる。 設置経費の助成を申請する場合	
(9) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態 のみ ど をつけてください。	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
(10) 設置経費に係る助成金を申請する場合は、供用開始の日から5年間、継続して運営すること。	~
(11)維持管理経費のうち賃料の申請をする場合は、別表1に掲げる優先整備地区に設置されていること。(隣接する地域は助成対象となる場合がある。)	

賃料の助成を申請する場合の み**√**をつけてください。